

各市町立小・中・義務教育学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所
総務・給与担当室長

社会保険料（健康保険料率及び介護保険料率）の改定について

令和2年3月分（4月納付分）から、社会保険料率（健康保険料率及び介護保険料率）が下記のとおり改定されますので、所属内の該当者に周知願います。

記

1 改定の内容

項目	改定前	改定後
健康保険料	9.79%	<u>9.81%</u>
介護保険料	1.73%	<u>1.79%</u>

※ 被保険者負担分は、上記の保険料率の約半分となります。（保険料は事業主と被保険者とで折半しています）詳しくは、全国健康保険協会ウェブサイト上の保険料額表を参照してください。

全国健康保険協会ウェブサイト：<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

2 留意事項

この改定に伴う所属での報告は特に必要ありません。

令和2年3月給与で社会保険料が2か月控除されている場合（再任用職員等）、2月分の社会保険料は改定前の保険料率で、3月分の社会保険料は改定後の保険料率で控除されますので、給与支払簿等で確認してください。

担 当：総務・給与担当 山岸
電 話：048-737-2727